

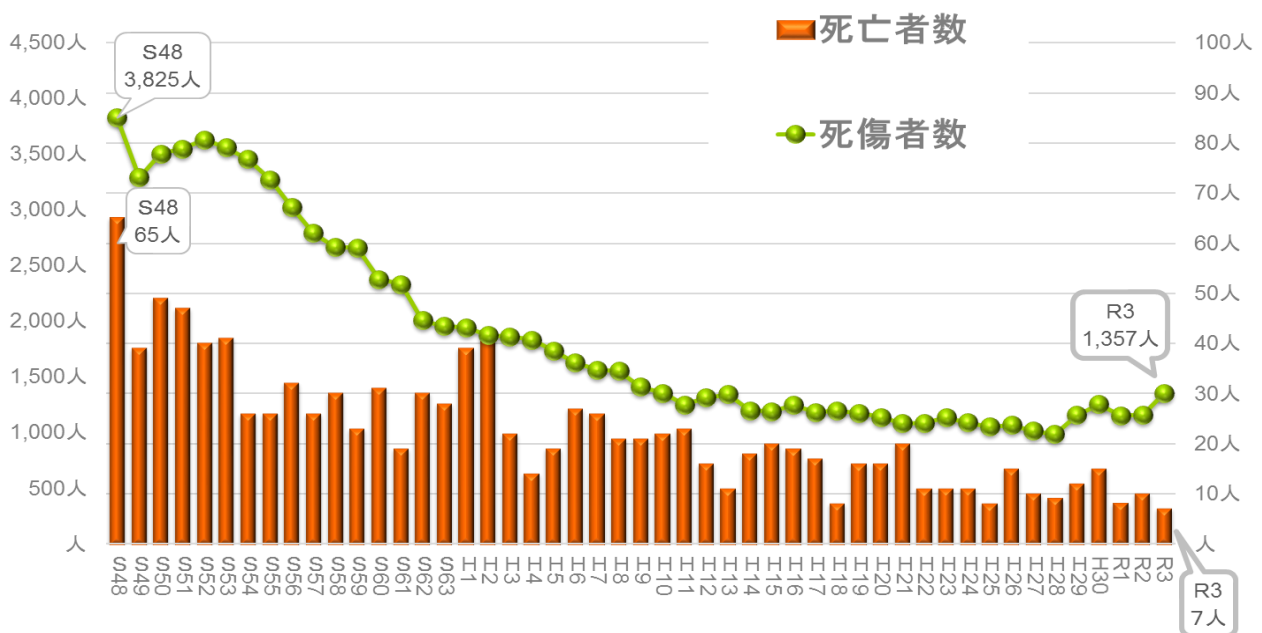
安全運転管理者等 法定講習資料

目次

- ① 労働災害発生状況の推移…………… 1
- ② 石川県内における交通労働災害発生状況…………… 2
- ③ 交通労働災害防止のためのガイドライン…………… 3
- ④ 『改善基準告示』をご存じですか？…………… 8
- ⑤ 交通労働災害防止のための教育のポイント…………… 9
- ⑥ リスクアセスメントを実施しましょう……………10
- ⑦ 時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定)の適正な締結…………… 11
- ⑧ 年次有給休暇の時季指定について就業規則に記載しましょう…………… 11
- ⑨ エイジフレンドリーガイドライン…………… 12
- ⑩ いしかわ4S+2022 運動展開中…………… 14
- ⑪ 石綿対策の規制強化…………… 15
- ⑫ 職場の新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう…………… 16



労働災害発生状況の推移(石川労働局)



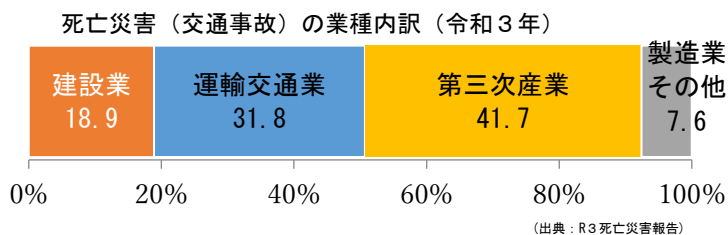
交通労働災害を防止するために

交通労働災害は、労働者による死亡災害の約2割を占めています。いわゆる青ナンバーと呼ばれる事業用自動車に限らず、さまざまな業種に携わる労働者に起きており、ひとたび被災すると重大な災害につながるおそれがあります。

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者が安全への取組を行う必要があります。「交通労働災害防止のためのガイドライン」(P3～7)に基づく対策を進めるほか、視認性の向上や季節・天候などへの配慮も必要です。

全国の死亡災害（交通事故）の7割は 運輸交通業以外の業種で発生！

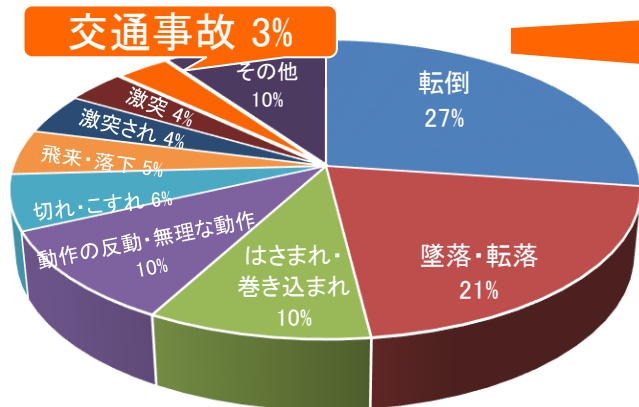
交通労働災害の4割以上が顧客先の訪問中など第三次産業で、約2割が労働者の送迎中など建設業で発生しています。運輸交通業でない労働者の皆さまにも、交通労働災害防止対策が必要です。



石川県内における交通労働災害発生状況

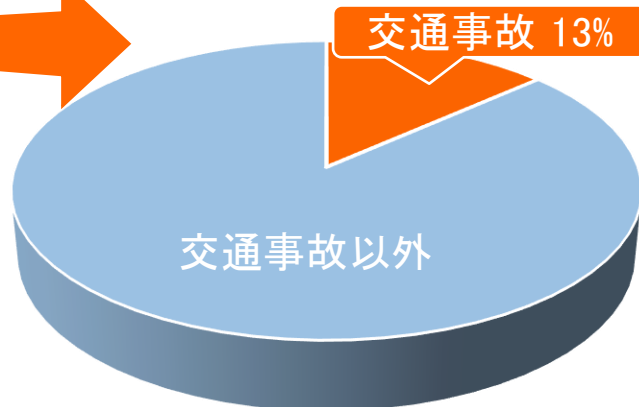
【死傷災害に占める事故の型の割合】

直近5年間（H29～R3）合計



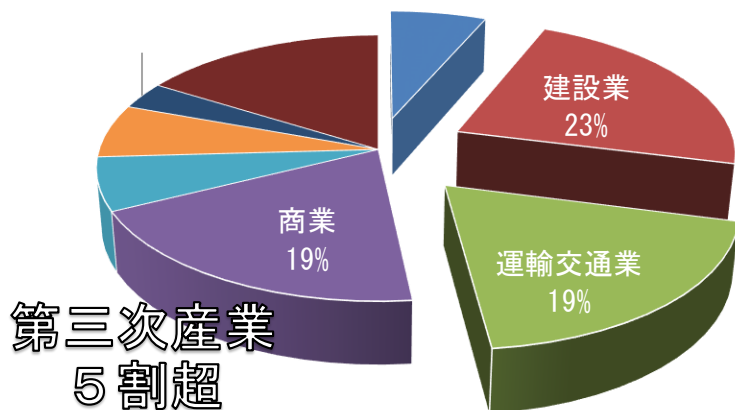
【死亡災害に占める交通事故の割合】

直近5年間（H29～R3）合計



（出典：R3死亡災害報告）

【令和3年 交通労働災害の業種別の死傷者数割合】



Point!

過去5年間における死傷災害に占める交通事故の割合はわずか3%に対し、死亡災害に占める割合は13%！

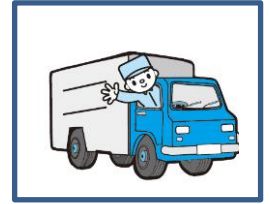
令和3年の全産業における第三次産業の占める割合が5割を超えており、交通労働災害は、自動車を使用するあらゆる業務で発生するリスクがあります。

交通労働災害防止のためのガイドライン

第1 目的

～交通労働災害を分析したところ

未然に防ぐことができた災害が多くあります～



1 目的

改善基準告示（「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年告示第7号））とともに

- ・ 交通労働災害防止のための管理体制の確立
- ・ 適正な労働時間等の管理及び走行管理
- ・ 教育や健康管理の実施
- ・ 荷主及び元請による配慮

などを積極的に推進することにより、交通労働災害の防止を図ることを目的としたものです。

2 対象

対象とする交通労働災害は、道路上及び事業場構内における自動車及び原動機付き自転車（以下「自動車等」という。）の交通事故による労働災害です。

3 事業者及び運転者の責務

事業者の責務：労働者に自動車等の運転を行わせる事業者は、本ガイドラインを指針として、事業場における交通労働災害対策の積極的な推進を図りましょう。

労働者の責務：自動車等の運転を行う労働者は、交通労働災害防止のため、事業者の指示等の必要な事項を守るほか、事業者が実施する措置に協力し、交通労働災害の防止に努めましょう。

第2 交通労働災害防止のための管理体制等

～交通労働災害は、自動車の運転業務に従事する労働者にリスクがあります

職場全体の問題として交通労働災害の防止に取り組みましょう～

1 交通労働災害防止のための管理体制の確立

交通労働災害防止に関係する管理者（安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等）を選任して、役割、責任、権限を定めるとともに、管理者に対し必要な教育を行いましょ

交通労働災害防止専門家検討会報告書（以下、「報告書」という。）では、安全に対する組織の関与が低い場合に、交通労働災害等が発生しやすいと なっています。

2 安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の作成、実施、評価、改善

職場のトップが交通労働災害防止の観点を含めた安全衛生方針の表明を行い、その方針に基づく目標を設定しましょ

3 安全委員会等における調査審議

安全委員会等で、交通労働災害防止に関する事項について調査審議を行いましょ

第3 適正な労働時間等の管理及び走行管理等

～約3割の交通労働災害が、深夜から早朝の時間帯に掛けて発生しています～

1 適正な労働時間等の管理及び走行管理等

○疲労による交通労働災害を防止するため、改善基準告示等を遵守し、適正な走行計画を作成する等により運転業務従事者の十分な睡眠時間等の確保に配慮した労働時間等の管理及び走行管理を実施しましょう。

○十分な睡眠時間を確保するために必要がある場合、より短い拘束時間の設定、宿泊施設の確保等の措置を実施しましょう。

○高速乗合バス及び貸切バス事業者については、運転者の過労運転を防止するために、国土交通省が定めた交替運転者の配置基準が定められています。

報告書では、勤務間の休息時間が8時間未満、拘束時間が13時間超、運転業務時間が9時間以上の場合に交通労働災害等が発生しやすいとなっています。

チェックポイント！

労働者が自動車運転業務を行う場合は、「改善基準告示」が適用されますので、安全運転管理者等は、運転者の労働時間、拘束時間、運転時間がこの基準を超えないように業務を調整してください。特に、時間外労働時間が月80時間を超えるような場合は、過労死等脳心臓疾患や過労自殺等精神障害といった業務上災害の要因になっており、また、労働安全衛生法に基づく医師による面接指導制度の対象にもなりますので、労働時間を把握することが重要です（労働安全衛生法で義務化）。このため、安全運転管理者等は、運転者の労働時間、拘束時間、運転時間がこの基準を超えないよう適正な走行計画を作成してください。

2 適正な走行計画の作成等

○次の事項を記載した走行計画を作成し、運転業務従事者に適切な指示をしましょう。

- ① 走行の開始・終了の地点及び日時
- ② 拘束時間、運転時間及び休憩時間
- ③ 走行に際して注意を要する箇所の位置
- ④ 荷役作業の有無及び所要時間
- ⑤ 走行経路及び経過地の出発・到着の日時の目安

○運行記録計（タコグラフ）を活用して乗務状況を把握するとともに、

走行計画どおりに走行できなかったときは原因を把握し、次回の走行計画の見直し等を実施しましょう。

報告書では、走行計画に休憩時間を定めた場合には交通労働災害が発生しにくいとなっています。

《 走行計画作成例 》

走行経路と主な経過地における出発時間と到着時間の目安を入れましょう				拘束時間・運転時間・休憩時間を入れましょう		
経路	経 路				運転時間	休憩時間
目的地	名称	所在地	作業内容	作業時間	作業指示	
経路	国道8号線→のと里山海道（始点・終点）				3時間	30分
目的地①	穴水支店	穴水町川島	30箱荷卸し	30分	昼食後、13:00から開始すること	
経路	国道249号線→七尾田鶴浜バイパス				1時間	
目的地②	七尾支店	七尾市小島町	50箱	60分	七尾支店〇さんに手伝いお願い済み。	
経路	県道2号線→のと里山海道(柳田・始点)→8号線				2時間	20分
9月26日						
荷役作業の内容及び所要時間を入れましょう						
出発/到着	名称	所在地	開始/終了目安	走行上の注意		
出発	小松支店	小松市日の出町	8:30	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇付近はカーブが多く道幅が狭いため注意すること。 ・渋滞最後尾に注意すること。 ・サービスエリア、コンビニなどで休憩をすること。 		
到着	松支店	小松市日の出町	18:00			
走行の開始・終了の地点、日時を入れましょう				注意事項などを入れましょう		

走行計画を作成する際は、深夜・早朝時間帯の走行を可能な限り避けるとともに、十分な休憩・仮眠時間を確保してください。

報告書では、普段の睡眠時間が5時間未満、勤務前24時間の総睡眠時間が5時間以下である場合、交通労働災害等が発生しやすいとなっています。

3 点呼等の実施及びその結果に基づく措置

(1) 点呼等の実施

○乗務を開始させる前に点呼等を行い、疾病、疲労、睡眠不足、飲酒等により安全な運転をすることができないおそれがないか報告を求め、その結果を記録しましょう。

睡眠不足が蓄積した場合、視覚刺激に対する反応ができなくなる回数が増加するという調査結果があります。

○乗務開始前 24 時間における拘束時間が 13 時間を超える場合、労働者の睡眠時間の状況を確認しましょう。

(2) 点呼等に基づく措置

○睡眠不足が著しい、体調が不調である等正常な運転が困難な状態と認められる運転者に対しては、運転業務に就かせないことを含め、必要な措置を実施しましょう。

これから、点呼を始めます。
調子悪い人、寝不足の人いますか？

○1 週間連続して拘束時間が 13 時間を超える等睡眠不足の累積が認められる者に対しては、必要な休憩時間の確保等の措置を実施しましょう。



4 荷役作業を行わせる場合の措置等

○事前に荷役作業の有無、運搬物の重量等を確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保しましょう。

○荷役作業の身体負担を減少させるための適切な荷役用具・設備の備付け等を実施しましょう。

○荷を積載するときは、最大積載量を超えないこと、偏荷重が生じないようにすること等を徹底しましょう。

報告書では、荷役作業を毎回実施する場合、交通労働災害が発生しやすいとされています。

チェックポイント！

工事現場の作業や重労働の倉庫内作業等を終え労働者の疲労が溜まった状態で、同僚の送迎のための自動車の運転業務に従事し、過労運転による事故が起きている例があります。安全運転管理者等は、業務後の自動車による送迎についても運転者の疲労度合いを考慮する必要があります。

第 4 教育の実施等

～交通労働災害発生状況の傾向から、防止対策として

定期的な教育の実施が非常に効果的です～

1 教育等の実施

(1) 雇入れ時等の教育

交通法規、改善基準告示等の遵守、睡眠時間確保の必要性、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群の治療、体調の維持等に関する事項等について教育を行いましょう。また、必要に応じ、ベテランの添乗による実地指導を行いましょう。

報告書では、運転者に対する教育の項目を充実させると交通労働災害等が発生しにくいとされています。

(2) 日常の教育

改善基準告示等の遵守、睡眠時間確保の必要性、交通事故情報、デジタルタコグラフ、ドライブレコーダーの記録等から判明した安全走行に必要とされる事項、交通安全情報マップ、関係法令改正等について教育を行いましょう。

(3) 交通危険予知訓練

イラストシート等を用いて潜在的危険性を予知させ、防止対策を立てさせる交通危険予知訓練を実施するようにしましょう。

2 運転者認定制度等

- (1) 運転適性に応じた一定の教育指導を受けた者、認定試験に合格した者等に対して運転業務を認める運転者認定制度を導入するようにしましょう。
- (2) マイクロバス、ワゴン車等で労働者を送迎する際は特に十分な運転技能をもつ者に運転させましょう。

チェックポイント！

労働安全衛生法の規定により、安全運転管理者等は、自動車運転業務に従事する労働者を雇い入れたときや、新しく自動車の運転業務に従事することとなった労働者に対し安全衛生教育として、自動車の危険性と取扱方法、安全装置や保護具の性能と取扱方法、運転操作手順、作業開始時の点検、事故時等における応急措置及び退避に関することを教育する必要があります。また、事故防止のための留意点を自動車運転業務に従事する労働者に随時教育し、注意喚起するようにしてください。

第5 交通労働災害防止に対する意識の高揚等

～事業場で意識を高め、交通労働災害防止に向けた取り組みを行いましょう～

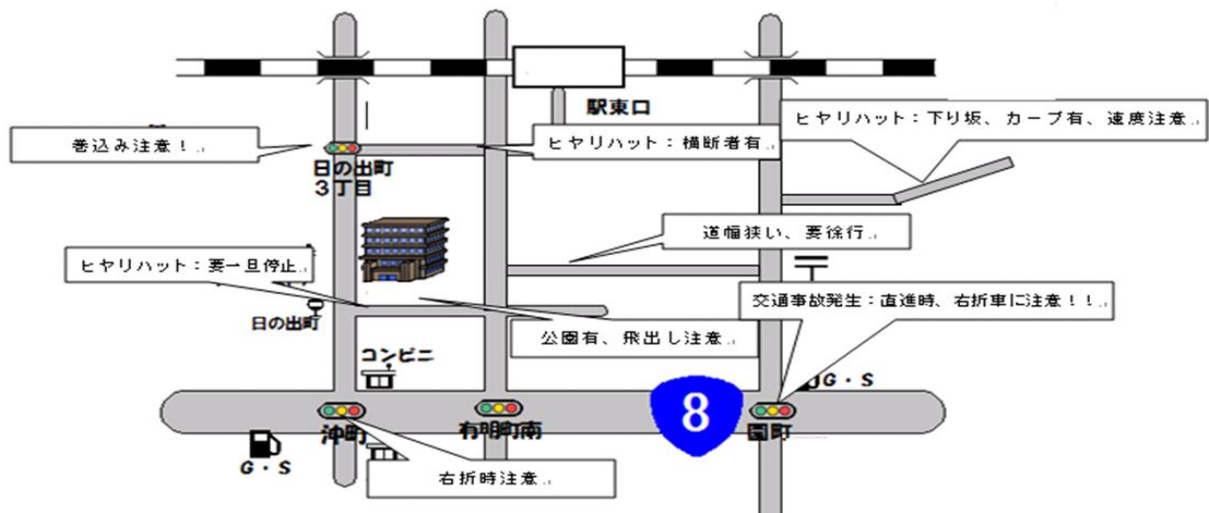
1 交通労働災害防止に対する意識の高揚等

○ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会の開催等により、運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図りましょう。

報告書では、意識の高揚のための活動を活性化させると交通労働災害等が発生しにくいとされています。

2 交通安全情報マップの作成

○交通事故発生情報、デジタル・タコグラフやドライブ・レコーダーの記録、交通事故の危険を感じた事例（ヒヤリハット事例）に基づき、危険な箇所、注意事項等を示した交通安全情報マップを作成し、配布、掲示などを行いましょう。



第6 荷主・元請事業者による配慮等

～運送事業者と荷主・元請事業者が一体となってゆとりある運転を進めましょう～

荷主及び運送業の元請の事業者は交通労働災害防止を考慮した適切かつ安全な運行の確保のため必要な事項について、運送事業者と協働して取り組むよう努めましょう。

- 荷主・元請の都合による急な貨物の増量による過積載運行を防止しましょう。
- 到着時間の遅延が見込まれる場合、改善基準告示等を遵守した安全運行が確保されるよう、到着時間の再設定、ルート変更等を実施しましょう。
- 荷主・元請は改善基準告示等に違反し安全運行が確保できない可能性が高い発注を行わないようにしましょう。

報告書では、荷主からの急な要求を受容した割合が高い場合に交通労働災害が発生しやすいとされています。

○荷主・元請は積込・荷卸し作業の遅延により運送業者が予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定等を行うとともに、荷主の敷地内で待機できるようにしましょう。

(注) 労働時間等設定改善法では、事業主の責務として、「短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮するよう努めること」と規定されています。

第7 健康管理

～交通労働災害防止には非常に重要です、労働者の管理の基本となることです～

1 健康診断の実施とその結果に基づく措置

労働者への1年以内に1回の定期健康診断の実施は安衛法で義務付けられています。また、深夜業を行う労働者に対しては、年2回の健康診断の実施が必要です。

運転者に対して健康診断を確実に実施し、保健指導等を行うとともに、所見が認められた運転者に対しては、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づき適切な就業上の措置を実施しましょう。

2 面接指導等

長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者に対しては、面接指導を実施するとともに、必要があると認められるときは労働時間の短縮等適切な措置を実施しましょう。

3 心身両面にわたる健康の保持増進

事業場における健康の保持増進措置の継続的・計画的な実施に努めましょう。

4 運転時の疲労回復

運転者に対して、走行経路の途中で適宜ストレッチング等により運転時の疲労回復に努めるよう指導しましょう。(高年齢労働者は、加齢により身体機能が低下することから特に配慮が必要になります。)

チェックポイント!

- ・安全運転管理者等は、定期健康診断などでてんかんなど自動車運転業務に影響する可能性のある疾病の有無や治療、服薬の状況等を含め、自動車運転業務従事者の健康状況を把握してください。また、居眠り運転のリスクが高くなる睡眠時無呼吸症候群などにも留意してください。
- ・労働安全衛生法に基づく健康診断の結果、異常な所見があるとされた労働者については、医師の意見を聴取し、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の事後措置を講じる必要があります。安全運転管理者等は、日頃から、朝礼、点呼等の機会に自動車運転業務従事者の健康状態を把握するようにしてください。

第8 その他

～異常気象によるスリップや視界不良による正面衝突が

多く発生しているためその防止に取り組みましょう～

1 異常気象等の際の措置

異常気象等の際には必要に応じて、走行の中止、安全な場所での一時待機等適切な指示を行いましょう。

2 自動車の点検

走行前の点検等必要な点検を行い、異常を認めた場合には直ちに補修等を行いましょ。

3 自動車に装備する安全装置等

自動車に必要な安全装置等を整備するようにしましょう。



『改善基準告示』をご存じですか？

1日の拘束時間
基本は13時間以内



1日の最大拘束時間
16時間以内



月の拘束時間
293時間以内



- ・「拘束時間」とは、始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む。）の時間です。
- ・1日の拘束時間は13時間以内を基本とし、これを延長する場合であっても16時間が限度です。ただし、15時間を超える拘束時間は1週間につき2回が限度です。
- ・月の拘束時間は、原則293時間までとされています。

連続運転時間
4時間以内



1日の運転時間
9時間以内



1週の運転時間
44時間以内



4時間以内（運転の中断には、1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転離脱が必要）です。

1日の運転時間は9時間までとされています。なお、この9時間というのは2日間の平均でみます。

1週の運転時間は44時間までとされています。なお、この44時間というのは2週間の平均でみます。

休息期間
8時間以上



休日労働
2週間に1回以内



「休息期間」とは、勤務と次の勤務までの間の時間で、睡眠時間を含めて全く自由な時間をいいます。休息時間は勤務終了後、連続8時間以上が必要です。

休日労働は、2週間に1回の頻度でしかできません。

このルールは守らなくては いけません！



交通労働災害防止のための教育のポイント

転倒	傾向	顧客への配達にバイクや自転車を使用する小売業で多く発生しています。 特に、冬季の凍結等によるスリップ事故や雨などで濡れて滑りやすい路面等（石畳やマンホールの蓋等）によりスリップする事故が多く発生しています。
	ポイント	北陸は降雨、降雪日が多いため、バイクや自転車の運転でも路面等に配慮する教育とヒヤリ・ハット活動等の実施を！
正面衝突	傾向	冬季の凍結等によるもの、大雨によるスリップによるもの、大雨による視界不良によるもの及びわき見によるものが多く発生しています。また、その多くが深夜から早朝の時間帯に発生しています。
	ポイント	冬季の凍結等や大雨等の異常気象時等の際の取り決め・措置と運送事業者、荷主・元請事業者の連携による取組みを！また、疲労による事故を防止するため、改善基準告示等の遵守を！
接触	傾向	第三次産業、中でも保険業や通信業で多く発生しています。また、昼過ぎに多発する傾向にあります。相手が信号や一旦停止を無視したものが多くなっていますが、自分が信号や一旦停止を無視したことによるものも少なくありません。 このほか、バイクによる接触事故も多く発生しています。
	ポイント	まず、基本の左右確認の徹底を！また、無理な右折は事故の元です。 ヒヤリ・ハットの事例や交通事故情報を集めて交通安全情報マップを作成、運転危険予知訓練の実施が効果的です！
追突	傾向	事故で停車中の自動車に追突したものの、信号待ちのため停車中の自動車に追突したものの、渋滞の列に追突したものの、路上駐車中の自動車に追突したものが多くなっています。 原因として、前方不注意により、前走する車のスピードダウンや停車中の事故車などの発見が遅れることが多くなっています。 また、深夜の時間帯に多発する傾向にあります。
	ポイント	交通危険予知訓練等の教育の実施で回避できた事故があります。また、時間に余裕が無いときに発生するケースもあり、遅延に対する運送事業者と荷主・元請事業者の連携した取組みと疲労による事故を防止するため改善基準告示等の遵守が求められます！
追突され	傾向	信号待ちのところに追突されされたもの、走行中に追突されたもの、右折待ちのところに追突されたものが多く発生しています。
	ポイント	追突事故の第2当事者となる場合ですが、自身が第1当事者とならないためにも、事業場においてガイドラインに基づく対策と安全運転の徹底を！
車対物	傾向	建設業や警備業で多く発生しています。工事中や降車時に事故に遭うものが主です。また、事故の中には、工事標識や誘導者を配置していなかったものもあります。
	ポイント	運転者は交通事故において第2当事者等になります。 無事故達成のため、事業場において交通労働災害防止のための管理体制等を整備し、ガイドラインの運用が重要です。 また、工事標識の設置、誘導員の配置、夕方から早朝に掛けて作業する労働者は夜光反射材の着用を！

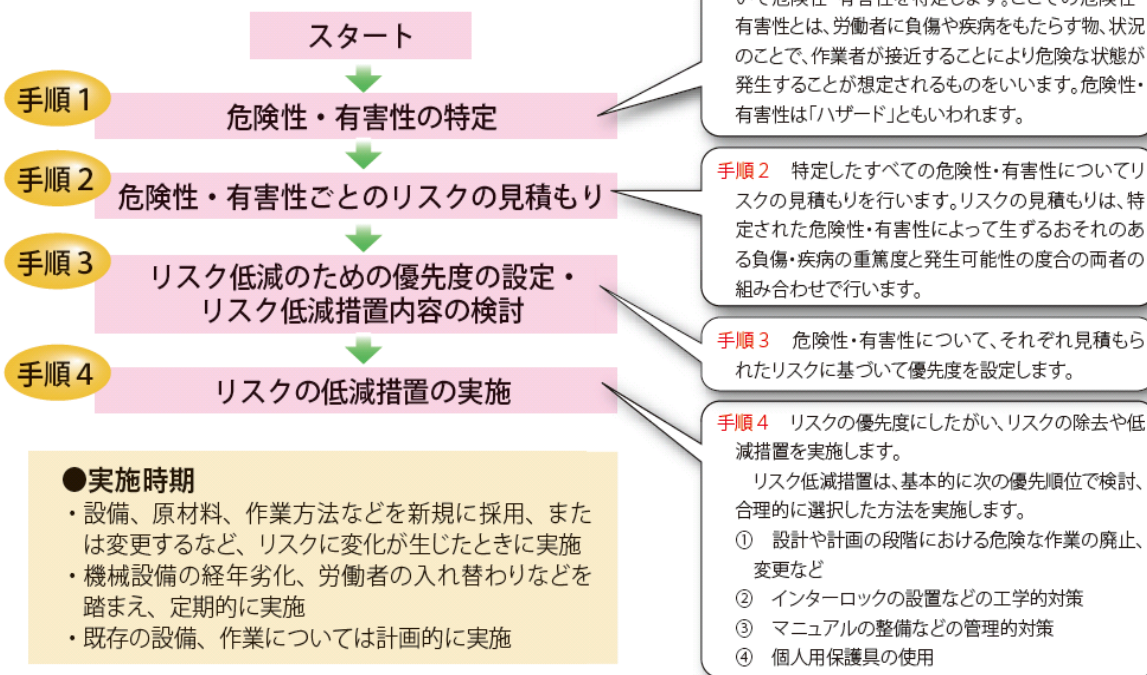
車対人	傾向	冬季の凍結等によるもの、わき見によるもの、速度超過によりカーブを曲がりきれなかったものが多くなっています。 中には、アクセルとブレーキの踏み間違えによるものや薬の副作用による運転操作誤りなども発生しています。
	ポイント	日常の教育を継続し、交通労働災害防止に対しての意識を高揚させることが重要です。また、状況に応じ、荷主・元請事業者による遅延等への取組みや安全運転管理者による点呼等の実施、健康管理が求められます。 <u>持病等で薬を服用する労働者については、定期健康診断等で把握し、場合により就業制限をする必要があります。</u>
その他	傾向	発生状況として、サイドブレーキを引き忘れて降車したり、パーキングに入れなまま降車したもののや、自動車の後部座席に乗り込む前に発車して負傷したものがありません。
	ポイント	自動車の運転操作の基本を徹底するため、教育の実施を！

リスクアセスメントを実施しましょう

1 リスクアセスメントとは

作業現場や作業自体にある危険性又は有害性を特定し、災害の重篤度や災害発生の可能性などを組み合わせてリスクを見積もり、そのリスクの大きさに基づいて、リスク低減措置を検討し、その結果を記録する一連の手法で、個々の事業場（会社）が作業の実態や特性を的確にとらえて行う自主的な安全衛生対策です。

2 一般的なリスクアセスメントの基本的な手順



時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定）の適正な締結

労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定されたことにより、36協定の締結方法が変わりました。平成31年4月1日（中小企業は令和2年4月1日）以後の期間を定めた36協定に対して、上限規制が適用されます。上限規制に対応した36協定を締結・届出した場合、36協定に定めた内容を遵守するよう、日々の労働時間の管理をすることが大切です。

時間外労働の上限規制

法律による上限 (特別条項/年6か月まで)

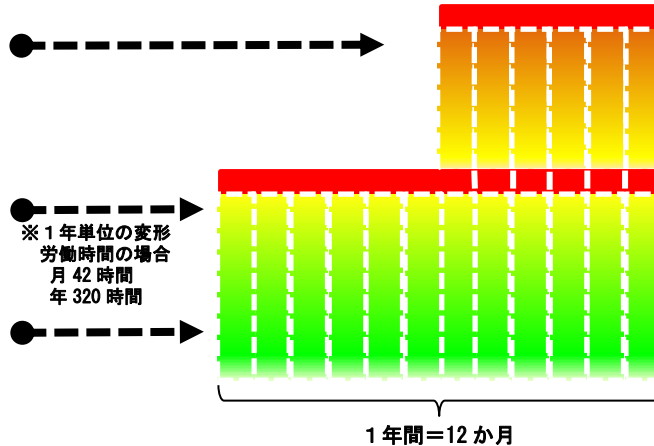
- ✓年 720 時間
- ✓複数月平均 80 時間*
- ✓月 100 時間未満*
- * 休日労働を含む

法律による上限 (限度時間の原則)

- ✓月 45 時間
- ✓年 360 時間

法定労働時間

- ✓1日 8 時間
- ✓週 40 時間



- ◆ 以下の事業・業務については、上限規制の適用が令和6年3月31日まで猶予されます。
 - ・建設事業
 - ・自動車運転の業務
 - ・医師
 - ・砂糖製造業
- ◆ 新技術・新商品等の研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。
- 適用猶予・適用除外の場合であっても、限度時間を勘案することが望ましいことに留意してください。

年次有給休暇の時季指定について就業規則に記載しましょう

- ✓ 事業主は、全ての労働者※に年5日以上¹の年次有給休暇を取得させなければなりません。
 - ※ 法定の年次有給休暇付与日数が10日以上²の労働者に限ります。対象労働者には管理監督者や有期雇用労働者も含まれます。
- ✓ そのため、事業主が労働者の希望を聞いた上で、いつ年次有給休暇を取得させるかをあらかじめ決めておくこと（時季指定）が大切です。

時季指定の際の留意点

時季指定をする場合には、**就業規則に以下2点の記載が必要です。**

- ✓ **時季指定の対象となる労働者の範囲**
- ✓ **時季指定の方法等**

規定例

第〇条

1～4（略） ※ 厚生労働省HPで公開している**モデル就業規則**をご参照ください。

5 第1項又は第2項の年次有給休暇が10日以上与えられた労働者に対しては、第3項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該労働者の有する年次有給休暇日数のうち5日について、会社が労働者の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。

ただし、労働者が第3項又は第4項の規定による年次有給休暇を取得した場合には、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

～働く高齢者の特性に配慮した エイジフレンドリーな職場づくり を進めましょう～

皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていますか？

働く高齢者が増加（60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍）

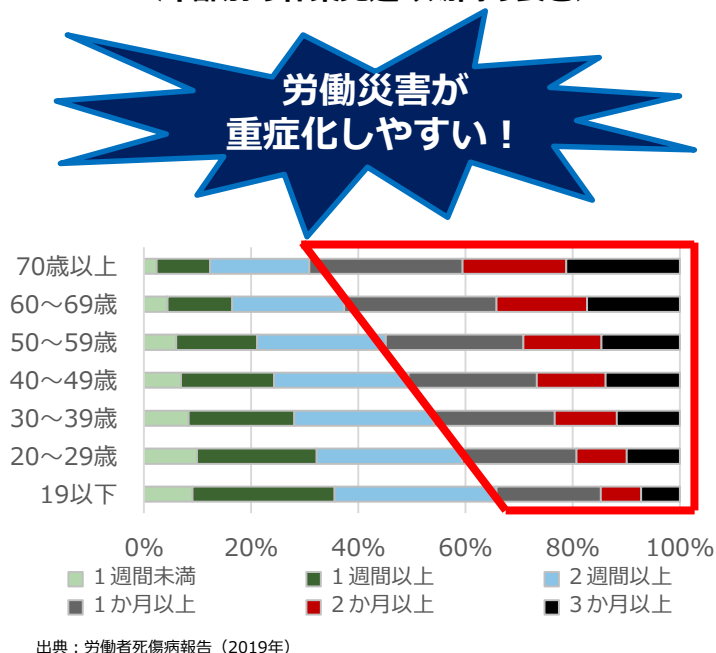
労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は1/4以上(2019年は27%)

労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で高い

＜年齢別・男女別の労働災害発生率＞



＜年齢別の休業見込み期間の長さ＞



労働災害が続けば人手不足を招くおそれも…



安心して安全に働くことのできる職場づくりを！

エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を策定しました。（次ページ参照）

事業者求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に取り組みましょう。

1 はじめに

- ・企業の経営トップが取り組む方針を表明し、担当者や組織を指定します
- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します

2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入 (主としてハード面の対策)

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を行います

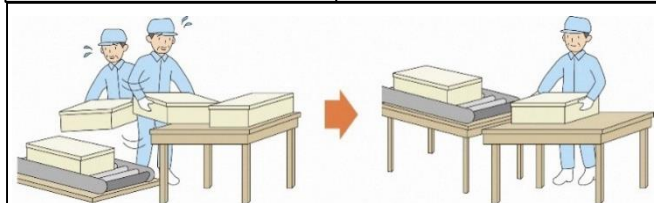
↓対策の例↓



通路を含め作業場所の照度を確保する



警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する



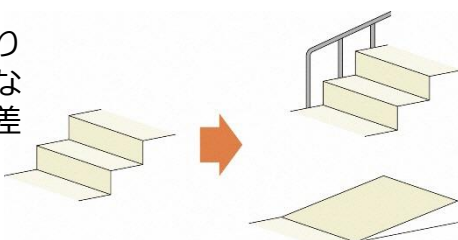
例えば戸口に段差がある時

解消できない危険箇所に標識等で注意喚起



防滑靴を利用させる

階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する



リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制



- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材 (床材や階段用シート) を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する 等

(2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理 (主としてソフト面の対策)

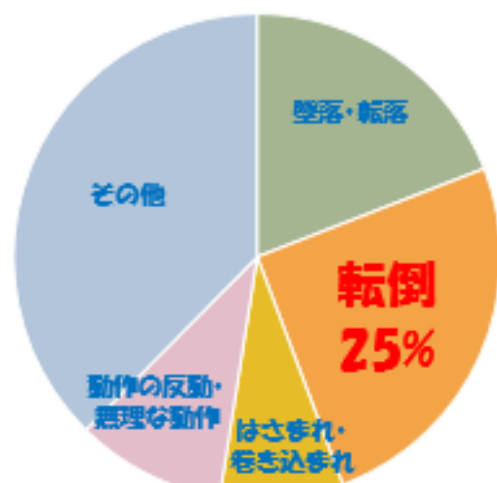
- ・高齢労働者の特性を考慮し作業内容等を見直します。例えば、勤務形態や勤務時間を工夫して高齢者が就労しやすくすること (短時間勤務、隔日勤務等) や、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等への配慮などがあります

いしかわ4S+

2022 運動展開中！！

1S整理

必要な物と不要な物に分けて、不要な物を処分する。



R3 労働災害 1,357 件

2S整頓

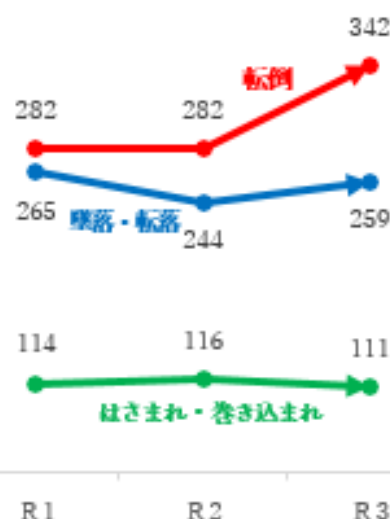
必要な時に必要な物をすぐ取り出せるように配置する。

3S清掃

身の回りをキレイにしてゴミや汚れを取り除く。

4S清潔

整理、整頓、清掃を繰り返し、快適な状態を維持する。



+1ストレッチ

カラダをほぐして柔軟性を高める。

+2スノー

冬季の転倒災害を防止する。

01-1511-4511



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

石川労働局労働基準部健康安全課

建築物（個人宅含む）・工作物・船舶の解体工事、 リフォーム・修繕などの改修工事に対する 石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

令和3年4月施行

解体・改修工事を発注する場合、発注者として、施工業者に対し、以下の配慮を行うことが義務となります

- 建築物・工作物・船舶の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務づけられている石綿の有無の調査（事前調査）の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた以下の発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること
 - ・ 工事の費用（契約金額）
 - ・ 工期
 - ・ 作業の方法

【注】石綿除去工事を行う場合は、通常より費用、工期がかかります
- 工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無についての情報がある場合は、その情報を施工業者に提供するなどの配慮をすること
- 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務づけられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること

詳細は「石綿総合情報ポータルサイト」

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/business/reform-customer/>



職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の5つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の5つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



～取組の5つのポイント～

実施できて
いれば

取組の5つのポイント

- テレワーク・時差出勤等を推進しています。
- 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
- 職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
- 休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
- 手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。